交通安全対策基本法(昭和四十五年六月一日法律第百十号)(

第二章 交通安全対策会議等

(中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

- 第十四条 内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。
- 一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進す二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十五条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- する者をもつて充てる。条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命3.委員は、内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九
- るときは、専門委員を置くことができる。4 中央交通安全対策会議に、専門の事項を調査させるため必要があ
- ものについては、内閣府と国土交通省において共同して処理する。理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係る5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府において総括し、及び処

三章 交通安全計画

(交通安全基本計画の作成及び公表等)

- なければならない。 二十二条 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成し
- のとする。2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるも
- 一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- かつ計画的に推進するために必要な事項 一 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的
- とともに、その要旨を公表しなければならない。 つては、指定行政機関。以下同じ。)及び都道府県知事に通知する並びに指定行政機関の長(指定行政機関が委員会である場合にあ画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計
- 4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。